議案第83号

八幡浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和2年12月1日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

八幡浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

 改正後
 改正前

 (管理者)
 (管理者)

 第6条 (略)
 第6条 (略)

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。

3 (略)

附則

(経過措置)

- 2 **令和9年3月31日** までの間は、第6条第 2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護 保険法施行規則第140条の66第1号イ(3) に規定する主任介護支援専門員を除く。)を<u>第6</u> 条第1項に規定する管理者とすることができる。
- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の 適用については、同項中「第6条第2項」とあ るのは「令和3年3月31日までに法第46条

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護保 険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第 140条の66第1号イ(3)に規定する主任介

でなければならない。

3 (略)

附則

護支援専門員

(管理者に係る経過措置)

2 **平成33年3月31日**までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を同条第1項に規定する管理者とすることができる。

第1項の規定による指定を受けている事業所 (同日において当該事業所における第6条第1 項に規定する管理者(以下この項において「管 理者」という。)が介護保険法施行規則第140 条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支 援専門員でないものに限る。)については、第6 条第2項」と、「介護支援専門員(介護保険法施 行規則第140条の66第1号イ(3)に規定 する主任介護支援専門員を除く。)を第6条第1 項に規定する」とあるのは「引き続き、同日に おける管理者である介護支援専門員を」とする。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定 及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。